

大名「改易」の構造

藤 田 恒 春

一 問題の所在

幕府の大名統制策の一つに大名の取り潰し、即ち「改易」があつた。従来、この「改易」そのものを取り扱つた研究は少なく、「改易」本義よりも寧ろ「領地没収」・「滅封」を含めた広義での「改易」が論じられて来た。しかもそれは幕藩間の力関係の問題として理解されて来た、と言えよう。

幕府の大名統制策から幕藩制の構造を解明しようとした藤野保氏の研究を今ここで逐一検討はできないが、氏は「改易」に就いて次の様に説明している。「改易」の行為主体の問題として「改易」は①軍事的原因②族制的原因―世嗣断絶―、③法律的原因―幕法違反等―、三つの原因に基づくとし、更に各時期、幕政の展開過程に照応したかたちで「改易」が行われたことを類型化した。しかし、関ヶ原の戦や大坂の陣

による「改易」を除外すると、幕政の展開とそれに伴う「改易」の家格とその傾向の分析にとどまつて居ると言つて良い。「改易」・転封策を通して幕藩体制の構造的性質の分析を試みられたことから当然のことと言える。

ところで「改易」に関する史料を丹念に検討すれば、「改易」とは極めて限定されたものとして適用されたことが分る。例えば譜代大名に対する統制が強化されたと言われる綱吉政権での「改易」・転封は数字の上で増加するが、「所領除かれしもの、封地削れしものかずかずなり」と、言つて居る様に「改易」とは表現されて居ないことに注意をする必要がある。そのほか『寛政重修諸家譜』、『断家譜』、『廢絶録』等の幕府編纂物において「改易」は、万石以上の大名に対する滅封処分に対し、万石以下の旗本御家人に対し適用されたことが分る。

また、最近刊行された『国史大辞典』では「改易は武士の

家の当主・嫡子に限って適用され、封建的主従・封祿関係を断絶し、主君より拝領した家屋敷を没収し、さらに武士たるの身分をも奪つて庶民とする」^⑤のものであったとし、武士身分の剥奪で不動産は没収されるのが本義であったと説明している。或いは「改易」は「身分動侯故重キ儀」^⑥であったとされ、武士身分に対する身分刑であった。事実、『徳川実紀』や『寛政重修諸家譜』等の編纂物には、藤野氏が指摘された意味での「改易」記載はきわめて少なく、その事例は極く限定され、その対象は旗本御家人に集中している。「改易」理由は勤役中の不首尾とか日常の不行跡によるもの、つまり武士としての奉公を遂げられなかったものが殆んどであった。

「改易」は転封や領地没収等を含め一括して考えられて来たが、「改易」と転封等とは本来峻別しなければならないのではないか。また、幕法上に於ける「改易」の制度なり原理、例えば「改易」は当主を領地没収、世嗣を「改易」に処することよつてのみ「改易」は成立する、と言う様な基礎的事実を検証して行かねばならない。「改易」大名の事例が初期に集中するものの中後期以降見られなくなる理由は何に拠るのか。「改易」原理が初期と中後期では変質したのか。若し変質したとするならばそれは如何なる政治過程によりどの様に変質させられたのか等の問題を明らかにして行く必要があらう。

次に、「改易」は幕藩関係レヴェルのみでなく大名と領民、大名と都市や在郷商人等との関係で検討する必要もある。これは「改易」に処せられた大名が残した債務の処理問題において重要な意味を持つであろうと思われるからである。彼が旧領或いは三都等の都市に残した債務は誰がどの様なかたちで返済したか、大名財政に関わる大きな問題であるが、研究は全く不明の状態である。

本稿では大名統制策の一つとして、幕府の直接武力を伴わない「改易」が如何なる契機のもとで如何に行使され、どの様な手続きをもつて申渡され、そしてその後の残務整理（城・陣屋請取等）はどの様に準備発令され、人心収攬や浪人対策はどの様になされたかを検討して行きたい。事例として、近江国浅井郡小室に陣屋を置き、天明八（一七八八）年五月六日「改易」に処せられた譜代小大名小堀政方を取りあげる。

- ① 藤野保『新訂幕藩体制の研究』二五九頁、一九七五年、吉川弘文館、金井圓「水野家改易史料について」（『藩制成立期の研究』一九七五年、吉川弘文館）、同「水野氏」（『近世大名領の研究』一九八一年、名著出版）等が大名「改易」を直接論じて居る。尚本稿では「改易」を狭義の意味で限定して使用するため、一般論的に用いる改易と区別するため「改易」とする。
- ② 藤野保、前掲書 二五九頁。
- ③ 『新訂増補国史大系』「徳川実紀」第六篇、七三二頁。

④ 近世初期「改易」は、大名(万石以上)等を中心に適用されている。中後期の「改易」は大名に対するものよりも旗本御家人に対する処罰として適用されるようになった。これは「改易」の意味が転化したからではないかと考えられるが、その要因について明確なことは分らない。

「廢絶録」に記載された「改易」大名は一五家で、その内慶長・寛永年間で一家を占る。中期では宝暦元(一七五二)年植村恒朝、同八(一七五八)年本多忠英、金森頼錦、そして天明八(一七八八)年小堀政方の四家のみである(藤野保校訂『恩榮録・廢絶録 補訂版』一九七〇年、近藤出版社)。

⑤ 『国史大辞典』三卷、八頁 平松義郎「改易」の項、一九八三年、吉川弘文館。

⑥ 『百箇條調書』一巻、一四八～九頁。

二 小堀政方と伏見騒動

元和五(一六一九年)、小堀政一は封を備中松山から近江国浅井郡等へ移され、一万一四六〇石余を領有し、陣屋を小室へ置いた(図及び表1参照)。

備中時代の小堀氏や国奉行としての小堀政一の研究は進められて来たが、譜代小大名小室藩としての小堀氏の研究や小室藩政の研究は殆んどないと言つて良い。従つて小室藩の機構や職制については不明な所が多く、本稿では天明段階で判

明する限りにおいて論を進めることを予め断つて置きたい。第六代政方は、寛保二(一七四二)年に生れ、宝暦八(一七五八)年従五位下備中守に叙任、同一(一七六一)年遺領を継ぎ、明和七(一七七〇)年大番頭となり、安永七(一七七八)年一月八日伏見奉行に転じ、和泉守と改めた。

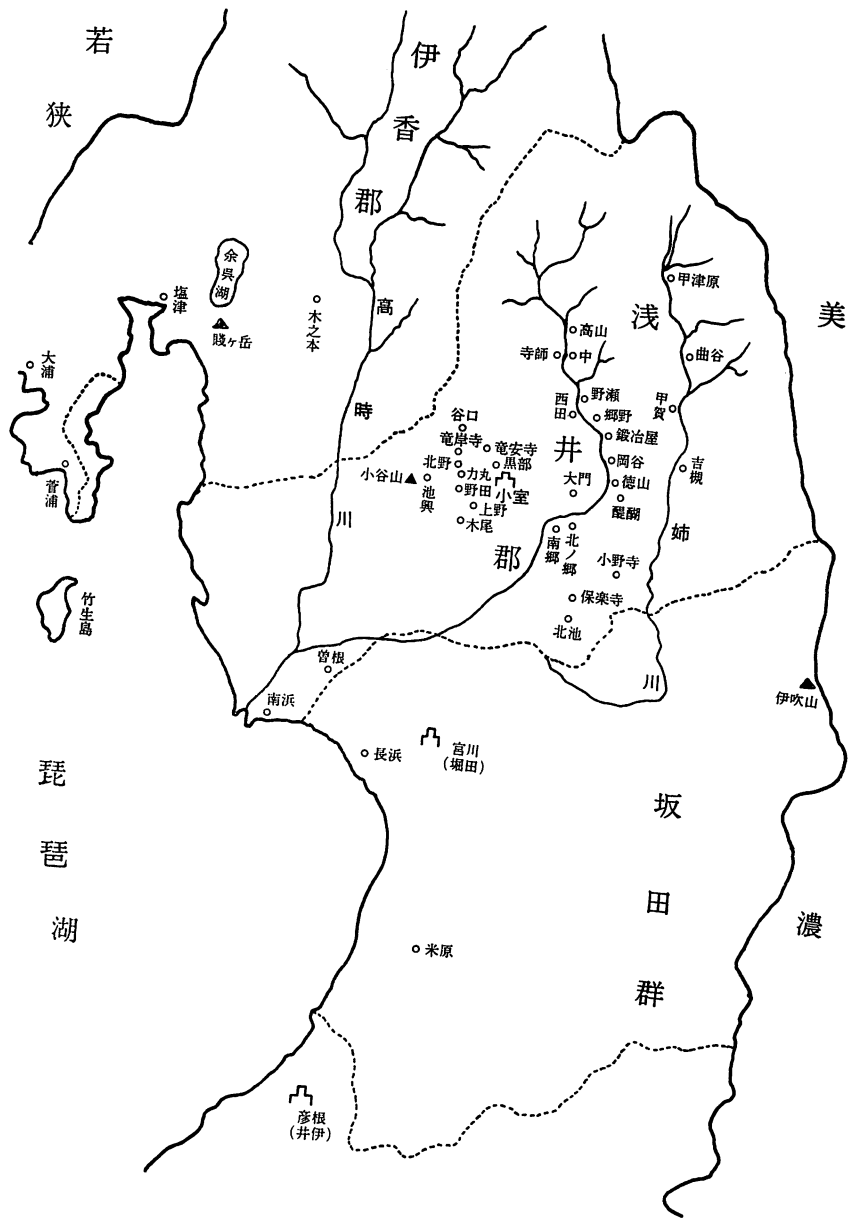
表1 小室藩の国郡別領地高及村数

国 郡		寛文4 (1664) 年		延享3 (1746) 年	
近 江	浅井郡	8,430 ^石	33カ村	8,542.686 ^石	30カ村
	葛上郡	980.362	5カ村	950.362	5カ村
大 和	葛下郡	1,050	2カ村	1,050	2カ村
	日根郡	1,000	2カ村	1,000	2カ村
和 泉	日根郡	1,000	2カ村	1,000	2カ村
合 計		11,460.362	42カ村	10,630.362 ⁽⁷⁷⁾	39カ村

寛文4年、延享3年領地目録に拠る。

天明五(一七八五)年九月、伏見町人文殊九助等による伏見奉行所役人の不正に対する江戸出訴により惹き起こされた伏見騒動は、将軍代替り、幕閣内部の政權交替と言う一八世紀末の幕政の展開のなかで小堀氏を「改易」に追い込むこととなつた。

事件の発端を要約すると以下の通りである。藩財政窮乏の糊塗策として伏見の表御用人長井弥次右衛門・財満平



八郎、御勝手御用人大田垣伊右衛門等による不正な金子調達、新儀の運上銀賦課等伏見奉行所役人による町人達への苛斂誅求に基づいている。天明五年七月、伏見町人の窮状を見かねた伏見下板橋二丁目文殊九助、同京町北七丁目九兵衛等が江戸へ出訴に及んだ^④。

九月二六日寺社奉行松平資永の一橋屋敷門前で駕籠訴を敢行し取りあげられることとなった。同日深夜老中松平康福、若年寄安藤信明・太田資愛、町奉行山村良旺及び松平資永列座のなかで、老中松平康福により訴状は棄却され、両名は入牢を申し渡された。ところが松平資永の計らいで両名は公事宿近江屋甚兵衛預りとなり、更に両名が差し出した訴状はここで筆写されるに及び、漸く事件は公けとなり小室藩江戸屋敷から国元へ知らされることとなった^⑤。

天明八（一七八八）年三月二五日、幕府は以下の六ヶ条に及ぶ札問を行った^⑥。①町人からの借金返済のため「頼母子無尽」を企てたこと、②町人から借金をし、それを与力同心に取計らわせたこと、③「浜側町之空地引受」に関し不正の「浜地子」として年々銀一〇枚を徴収し、その一部を藩勝手方へ流用したこと、④佐渡屋次郎右衛門ほか二名へ無断で苗字を許したこと、⑤佐渡屋次郎右衛門から饗応を受けたこと、⑥「伏見役屋敷惣囲」の北西の門を明け放しにし、番人を置かなかつたこと等伏見奉行小堀政方の公私両面にわたる不正

の真偽が糾された。幕府が札問した右の六ヶ条は、同年六月付で若年寄太田資愛から目付菅沼新三郎へ令達された諸役人への勤役厳正を命じた達書に引かれていることから、小堀氏「改易」の理由は右の六ヶ条にわたる不正に拠るところが大きかつたと考えられる。

幕府評定所の裁許は厳しいもので小堀政方は領地没収、嗣子政登は「改易」に処せられた。文殊九助等の出訴から約二年半を要した伏見騒動は結着した。この間、將軍代替り、幕閣主導層の交替も見られた。このため小堀氏は、その指弾されるべき罪状は兎も角、老中松平定信による幕政改革の一環として処断されたものと考えられる。

① 国奉行として的小堀氏の研究には以下のものがある。高木昭作「幕藩初期の国奉行制について」（『歴史学研究』四三一号、一九七六年）、同「国奉行の群像」（『月刊百科』一八七・八、一九〇号、一九七六年）、同「幕藩初期の身分と国役」（『世界史の新局面と歴史像の再検討』—歴史学 研究別冊—一九七六年）、人見彰彦「備中国奉行の素描」（『岡山の歴史と文化』一九八四年、福武書店）、同「備中国奉行小堀遠州」一九八六年、山陽新聞社小室藩政については僅か『東浅井郡志』巻三で触れられているに過ぎない。

② 「御家系」（「佐治重宗氏所蔵文書」）現在、佐治家には小室藩政史料が伝来している。藩政史料が旧小室藩領の佐治家のもと

に遺された事情は、小堀氏の「改易」に基づいている。伝来事由について二・三の伝承はあるが何れも確証はない。「佐治重宗氏所蔵文書」は、①小室藩政史料を中心とし、②第二代小堀政一を中心とする初期幕政史料（既にこれは「佐治重賢氏所蔵文書」として知られている）、③木尾村史料（佐治家は天和二年から元禄一五年まで木尾村庄屋を勤めている）、そして④佐治家の個人的（酒造経営等）史料の四つに大別することができる。藩政史料には領地朱印状写、老中奉書、藩日記或いは蔵の道具目録等多数伝来しているが系統的なものではない。譜代大名のしかも「改易」大名の史料が伝来したこと自体稀有と言えよう。なお、以下引用史料は特に断らない限り「佐治重宗氏所蔵文書」である。

③ 伏見騒動については「雨中之鐘子」（『日本庶民生活史料集成』六巻）によりその全貌を知ることができる。しかし、引用については十分な史料批判が必要と思われる。

④ 『御大札記念京都府伏見町誌』一七四頁、一九二九年。

⑤ 『雨中之鐘子』三〇八頁、前掲書所収。

⑥ 天明二年八月「從御家老中諸御達留」、天明八年三月「大目付尋書」。

⑦ 「柳菅日次記」天明八年六月二九日条。

三 改易過程

天明五年九月二七日、伏見町人文殊九助、丸屋九兵衛等の

江戸出訴に依り発覚した伏見奉行小堀政方の失政は、幕府評定所の取り上げるところとなり、一二月二七日伏見奉行罷免の上謹慎に処せられた。

当初吟味は京都町奉行所で行われたが、同七年一二月幕府評定所へ移管した。これは京都所司代、京都町奉行の更迭と言った上方行政機構の要職交替に連鎖したのと言える。

ここでは小堀政一の伏見奉行罷免から天明八年五月六日の裁許までの約二年半を三期に分け、「改易」に至るまでの過程を見て行くこととする（表2参照）。

(1) 天明五年九月～同六年八月

事件の発覚から幕政に実権を振った田沼意次の失脚までを第一期とする。

文殊九助、丸屋九兵衛等の江戸出訴に対し小室藩江戸屋敷詰家老長岡兼右衛門は用人長岡半右衛門を伏見へ上し、小堀政方へ事情を説明させた。①小室陣屋への第一報は一〇月二二日伏見用人から家老小堀権左衛門へ齎された。小室陣屋の対応は不明だが、伏見では逸早く新法中止等の措置が構じられた。②訴状の中で指弾された岡本文助、森奥十兵衛（天明八年五月六日死罪）兩名は差控、村上亘・北川吉左衛門兩名は小室陣屋へ召還され「急度相慎」を申し渡された。③

一二月一〇日、京都所司代戸田忠寛は小堀政方へ対し江戸

表2 伏見騒動の経過

年月日	事項	関連事項
天明 5. 9. 27	文殊九助、丸屋九兵衛等小堀政方の不正を出訴する	
12. 27	小堀政方、伏見奉行罷免、後任久留島道祐	12.1 松平定信、溜間伺候
〃 6. 1. 29	長井弥次右衛門等五名揚り屋入りとなる	
3. 17	小堀政方、差控許される	
7. 3	用人浅山紋右衛門揚り屋入り	8. 25 田沼意次、老中罷免
10. 12	側室およしの方江戸下向	
〃 7. 1	小堀政方、正妻お弥尾と離婚	
3. 14	小堀政方、政務を政登へ移任	6. 19 松平定信、加判の列 9. 29 丸毛政良、京都町奉行罷免
12. 9	家老小堀権左衛門等三名揚り屋入りとなる	11. 16 戸田忠寛、所司代罷免
〃 8. 1. 14	江戸評定所で吟味再開	
5. 6	裁許下る、小堀政方領地没収、政登改易	
5. 7	幕府、目付二名を小室へ派遣	
5. 10	幕府、陣屋請取を羽倉権九郎に命ず	
5. 22	陣屋収公	
6. 12	収公完了、家臣退去	

召喚を命じ、同一四日下向した。^⑤ 同二六日老中松平康福等から登城を命じられ、翌二七日伏見奉行を罷免された。^⑥ 同時に跡役には久留島道祐が任命され、直ちに事務引継ぎや伏見奉行所詰藩士の引き揚げが始まった。また「先達而之訴状二名前出候御家来御暇等被差出候義ハ有之間敷候得共、離散不致候様可被成」と、被疑者の離散防止を厳命した。

天明六年一月一六日、伏見奉行所の引継ぎは完了し、以後京都町奉行所との連絡や折衝には京都三条屋敷が使われることとなった。

一月二九日、京都町奉行丸毛政良は伏見表用人長井弥次右衛門・財満平八郎、御勝手方用人大田垣伊右衛門、森奥十兵衛、岡本文助の五名に揚り屋入りを命じた。^⑦ 彼等の揚り屋入りは何時まで続いたか分らないが、「戸田大炊頭様御頼御老中様方江被仰達」とか「此度之御一件輕被為相濟五人之御吟味懸り之面々も無爰ニ事相濟候様采雲院江御願大盤若転読被仰付」^⑧、と言う様に所司代を通し老中への斡旋を画策している。この一件が軽く済むようにと神仏への願かけを行うなど藩側の収拾策を窺うことができる。

京都町奉行所での吟味進行のなかで、三月一七日小堀政方は差控を許された。これは小室陣屋への吉報で「御差扣御免被仰出いか計か恐悦至極 殿様ニも難有思召」^⑨され、これにより京都の様子も少々変るであろうことが期待された。と

は言え「御慎者御免被蒙 仰候得共、極御内々御近親之権門方々申来候者、京都御家中一件も相済不申候内ニ御座候得者、御家中家内之引越等之義者御遠慮被成^①」るようにと、吟味が終るまで藩を挙げての謹慎策をとった。

七月三日、家老小堀権左衛門・同宮川庄太夫、側用人浅山紋右衛門の三名は京都町奉行所へ呼び出され、浅山のみ「申口不相分」と、揚り屋入りを命じられた。これは一月二九日に五名が揚り屋入りになって以来のもので、しかも小室陣屋の側用人まで含んでいたため周囲に大きな衝撃を与えた。

「御上ニ而茂事之外御心痛之御事ニ御座候、於老用衆ニも氣之毒千万被存^②」と心配し、同一六日小堀政方は差控える可きか否かの伺書を差し出した。^③

右の吟味進行のなかで八月二五日、小堀政方と親しい間柄であったと言われる田沼意次は老中を罷免された。これは天明四年、嫡子意知が刺殺されたこと、翌五年一二月朔日に松平定信が溜問伺候を命じられたことによるものと言われている。^④ 田沼の老中失脚は田沼を通して事を穩便に済そうと考えていた小室藩にとり大きな痛手となる。これは当時巷間に広く知られていたように「和泉守殿田沼家をちからと頼玉ひけれ共、此田沼殿も去る^{天明六}年よりそふそふと不首尾となりて此節御頼有といへども人の上より我が身と中々埒明ず^⑤」と、田沼失脚に伴う京都での吟味の停滞を伝えている。

小堀と田沼との関係については、かつて田沼が某職につく時これを推薦したのが小堀と言われ、「夫レ田沼氏ハ本ト小堀氏ニ倚テ出身スルモノナラズヤ、前年小堀氏ノ東下スルヤ田沼氏盛宴ヲ張テ之ヲ饗^⑥」したと言われた。田沼が老中に昇進すると今度は彼の力を以て「政方ハ常班ニ由ラス同列ニ超ヘテ其任ニ当リ直チニ和泉守ニ転^⑦」したと言われ、安永七（一七七八）年一月七日伏見奉行に就任した。小堀政方の伏見奉行就任を田沼の後楯に依るものと断定はできないが、当時京都町奉行所与力で『翁草』の著者である神沢貞幹は「小堀和泉守乱行邑除」のなかで小堀政方は「田沼主殿頭に親縁有る上にわきて交り親しく、故に程なく先づ若年寄に成り、夫より増秩して、竟には老臣に列する積^⑧」りであったとの噂を書き記している。京都ですらこの様な噂が流れていたことは、小堀と田沼との関係を強ち否定できないと思われる。

また、小堀と田沼は両敬の関係にあったことから田沼の老中失脚に伴い「此方様も以御使者御両敬御断被仰遣御承知相済、以来者御両敬被成御離^⑨」と、両敬の関係を解消している。このことから小堀と田沼は巷間で取沙汰されるぐらい親密な間柄であったのかも知れない。

① 『雨中之鐘子』三〇八頁、前掲書所収。

② 「日記」天明五年一〇月二日条、佐治家には六〇冊の小室藩

「日記」が伝来している。上限は享保七年で天明七年を最後とする。この「日記」は藩の御用部屋で書かれたものと思われるが記載がなく確定できない。各年一冊であるが天明四～七年のみ二冊宛である。表のように乙は日記抜書程度のもので、天明六年「日記」乙の六月二三日条に「委細之儀者年寄衆日記ニ委敷有之」とあることから、甲は小室藩陣屋詰年寄衆の日記であつたと考えられる。

	(甲)	(乙)
天明4年	正月～12月	正月～2月18日
5年	正月～12月	正月～12月9日
6年	正月～12月	正月～閏10月3日
7年	正月～12月	正月～2月28日

- ③ 『雨中之鐘子』三〇九頁、前掲書所収。
- ④ 「日記」天明五年十一月二六日条。
- ⑤ 同右、天明五年二月一〇・一四日条。
- ⑥ 「日記」天明五年二月一四日条。
- ⑦ 同右、天明六年正月七日条。

- ⑧ 同右、天明六年二月二日条。
- ⑨ 同右、天明六年三月二三日条。
- ⑩ 同右、天明六年三月二七日条。
- ⑪ 同右、天明六年三月二七日条。
- ⑫ 同右、天明六年八月二日条。
- ⑬ 同右、天明六年八月二日条。
- ⑭ 同右、天明六年八月四日条。
- ⑮ 辻善之助『田沼時代』二一八頁、一九八〇年、岩波書店。
- ⑯ 『雨中之鐘子』三四頁、前掲書所収。
- ⑰ 津田儀三郎『伏見義民録』三八丁、一八八七年。
- ⑱ 同右、七丁。
- ⑲ 『翁草』卷之百三十六（『日本隨筆大成』第三期―23、一九七八年、吉川弘文館）。
- ⑳ 「日記」天明六年一〇月二六日条。

(2) 天明六年九月～同七年十一月

第2期は田沼失脚後から伏見騒動の吟味が幕府評定所へ移管するまでの間を対象とする。

京都町奉行所での吟味は進展せず、このため天明七年九月二九日丸毛政良は罷免された。同六年八月以降の経過で注目されるのは、伏見騒動発端の一人を担ったと言われる側室およしの方の江戸下向である。彼女の江戸下向は、謹慎中の政方自身に影響をもたらし、正妻との離婚、政務譲渡騒ぎにま

で発展する。

謹慎中の政方のもとへ一〇月二六日側室およしの方が、そして十一月一七日にはおよしの方の母までが身を寄せることとなった^①。このことは政方自身へも少からず影響を与え、やがて正妻との離婚につながる。

正妻との離婚、甥小堀政弘の御役御免、そして政方自身の政務譲渡等の問題が相次いで惹き起こされた。

牧野康周(信濃小諸城)の二女で政方の正妻お弥尾との関係は、前述の如く側室およしの方の江戸下向とともに破綻したようである。

一 此度江戸御屋敷御大変ニ付、被存寄候義有之候ハ、可被申越旨申遣候処、被致承知以之外之儀御一件不相濟以前ケ様之儀可被承与者不存寄儀御同意驚入候儀ニ御座候

と、江戸屋敷の家臣達を震駭せしめた^②。この「江戸御屋敷御大変」とは「此度奥様御離縁^③」を指している。正妻との離婚に伴うおよしの方の去就が注目されるが、江戸屋敷へ入って以後のことは不明である。^④

次に天明七年正月一七日、政方の甥で書院番頭小堀政弘、同大久保忠元、同酒井忠晴、西城書院番頭水上正信、小姓組番頭内藤正範、同能勢頼直、三枝守義、小笠原宗準の八名による乱痴気騒ぎが発覚した^⑤。このため小堀と大久保両名は御

役御免となり、他の者も「御前をとどめらる」と言うことになった。

二月二三日、小堀政方は差控の伺いを差し出したところ、幕府はそれを命じた^⑥。この差控は四月三〇日に許されたが、国元の家老達は政方離婚直後に起きた縁戚者が関る不祥事であつただけに神経を尖らせた様である。

右の二つの事件に引き続き今度は謹慎中の政方自身が政務を政登に譲ると言う問題が生じた^⑦。事の経過を追う前に政方が出した書付を次に掲げる。

覚

一 先達而以来伏見一件茂有之、未済内折悪敷お弥尾離縁
ニ至リ、重キ縁者中并領分共家之安危を心遣候儀尤之
支ニテ、伏見一件濟口迄至而大切之砌ニ候、其間家中
并領分之政道向其外共以来主水江相讓、我等儀者慎を
致、第一少も構ひ申間敷と心付事ニ候、公辺向ハ勿論
家之為を存知、万事其方共為申合無遠慮取計可申支
三月 和泉御印

家老
用入 共

右の書付は三月一四日に出され「殿様二者御慎を第一ニ被成、御構被遊間敷趣被仰出^⑧」れたとあるように、吟味の停滯や離婚等が政方にたとえ謹慎中とは言え領主としての政務を

放棄させるに至つたのではないかと考えられる。

しかし、右の政務譲渡問題について江戸家老・用人達は「老用申合無遠慮取計候様ニとの御儀不軽事ニ付、御請之否御家中一同江相尋候処、いづれも御尤之御儀難有由書差出^①」し、政登への政務譲渡に対し誓詞を差出した。更に「晝夜御用部屋江相詰上下志を合せ勢ひ付、恐悦なる事共ニ候、公儀之御沙汰ニ至而御一件之濟口難定事者不及申候得共、大躰御離縁前之所江引戻^②したいと希望を述べている。これは伏見一件や政方の離婚に伴う世間体を憚つての発言と考えられる。と言うのは「此度之御一件御家中面々江内々申達候へ、何れ茂承知仕罷在候迄ニ而御領分者不及申、世間広く取沙汰不致候様申聞置可申」と、小室陣屋においてすら世間の取沙汰に対し注意を与えているからである。

政務譲渡については江戸と小室の間でも意志疎通を来したようで、三月中旬に江戸へ近習中小姓吉田小勝治と山方官部武兵衛の兩名を下した。四月八日、兩名は江戸屋敷の用状を携へ帰藩した。次に少し長文だが江戸屋敷の動向を知るために掲げる。

(前略)

一江戸取計向差見江候事者帳面ニ被相認候、其外武兵衛見及聞及候間相尋可申候、殿様御発起誠ニ不審成時節何故とハ不被知候、神助と奉存候、内ニも寄ルも障ル

も御助ニ不相成故ニ□之衣と被察候、其上とても聊油断不相成候付江戸深志之面々席順ニ不拘、此之上之手当為申合書卷通写被相調被差登候、自然之砌ニ者取早小室之御用所ニ者無之候、江戸が被申越候ハ、押懸ケニ下リ之手当急度立不被仰聞候間ハ、随分物静を第一ニ心得可申候、変之手合を百姓之内迄も為致候様武兵衛ニ被申合候、呉々も極密之取計外へ之聞へを憚專一ニ存、右為申合書之取初ニ相立候目当必至と相当り、大躰離縁ハ表向計ニ而実々者其以前之場ニも帰り申候、併御一件之濟口京が口書出揃不申内ハ御老中とても御家之御安危御存知可被成筋ニ無之、此段者御運次第、不及申候へ共、可尽事ハ尽候迄ニ二念無之義ニ御座候由この用状の筆者は吉田か官部の何れかと思われ、江戸屋敷内部の動向を詳しく報告したものである。内容は①今後の対応策として「江戸深志之面々」により「為申合書」を作成し京都へ送つたこと、②「変之手合を百姓之内迄も為致」と言う「極密之取計」がなされていること、③小堀政方の処分については伏見一件の濟口が出るまで老中ですらどうなるかわからない状態である。このため取り敢ずできる限りのことをやつておくことを申合せたこと等を報じた。右の用状は更に「(江戸老用衆)浅山次郎左衛門悪意ハ曾而無御座躰ながら、老年ニ而はけ下地ニ見江、只今殿様を恐レ候計ニ候付、重而之印形先つ取

(大橋、江戸用人役助後)

り不申候、金兵衛事者不快ニ而引込居是又印形不被申聞」と、浅山、大橋両名は印形をとらず「江戸深志之面々」へ加わらなかつたことや江戸と小室の「深志之面々」が同意し「連証相調」へ、万が一の時に備えると言う申合せを報じた。「極密之申合」とは具体的に何を指しているのか不明であるが、江戸老用衆の浅山、大橋両名が加わらなかつたことを考えると、政方へ政務譲渡を翻意させることか或いは伏見一件で万が一の時の対応策に関わるものではなかつたのだろうか。「交之手合を百姓」を含めて準備すると言う事態は、藩の存亡に関わる大きな問題であろう。京都での吟味は進展せず、片や江戸では謹慎中の政方の一身上に関わる不祥事が生じる等、藩内での意志疎通や齟齬に伴う軋轢が生じていたものと思われる。藩内での画策とは別に小堀政方は政務譲渡を徒士以上の者へ申渡し、翌日請書を差出させた。四月八日領内へも次のように申渡した。

(前略) 伏見御一件于今不相済内江戸表ニ御故障筋有之、世間之取沙汰甚悪敷、御家御危難之程家中ハ勿論御領分末々に至迄致心遣罷在候、(中略) 以来若殿様(政意)に御政務筋共被成御譲、殿様に者諸事御構不被遊、御住居御しつらい出来被成御引移、急度御慎被成御座、御家老御用人え万端御任被成、若殿様之御下知を請取計候様被仰出候

(後略)

大名が世嗣へ「政務」を譲渡することと「家督」を譲渡することとは別問題かも知れないが、幕府の許可を受けてのものではないのでここではこれ以上触れない。只、小堀政方の政務譲渡は実現しなかつた。伏見騒動の裁決は小堀政方へ対し領地没収に処していることから当然のことと言えよう。

第2期の動きを小堀政方を中心に見て来た。京都での吟味の進行について少し触れておく。

京都町奉行所での取調べは進展を見ず、天明六年一月「爰許御吟味一件之儀も扱々長引、又御呼出にも有之氣之毒」と言う状況であつた。翌七年二月初めに家老小堀兔毛が取調べを受けているが全体としては膠着状態であつた。九月一日には前年一月から揚り屋入であつた岡本丈助が許された。吟味が長引けば長引く程世間に広まることは避けられず、前に引用したように世間で取り沙汰されないように注意を促している。

- ① 「日記」天明六年閏一〇月八日条、およしの経歴について詳細は不明である。
- ② 同右、天明七年二月一六日条。
- ③ 同右、天明七年四月七日条。
- ④ 天明八年六月一九日、およしの方は政方の義兄宗延とともに京都の小堀邦明のもとへ身を寄せている(『東浅井郡志』巻三、一四一頁)。

- ⑤ 『徳川実紀』続一篇、二二頁、前掲書所収。
 ⑥ 同右、辻善之助前掲書、八五頁。
 ⑦ 「日記」天明七年三月九日条。
 ⑧ 同右、天明七年五月二八日条。
 ⑨ 同右、天明七年四月七日条。
 ⑩ 同右、天明七年四月七日条。
 ⑪ 同右、天明七年四月七日条。
 ⑫ 同右、天明七年四月七日条。
 ⑬ 同右、天明七年二月一三日条。
 ⑭ 同右、天明七年四月八日条。
 ⑮ 同右、天明七年四月九・一〇日条。
 ⑯ 「西村天明日記」(『東浅井郡志』卷三、一四九頁)。
 ⑰ 「日記」天明六年十一月一日条。
 ⑱ 同右、天明七年九月一九日条。

(3)天明七年十一月〜同八年五月

天明七年六月一九日加判の列に加わった松平定信は、伏見騒動吟味遅滞の責任を負わずかたちで九月二十九日京都町奉行丸毛政良を更迭し、池田長恵を跡役とした。更に十一月六日所司代戸田忠寛をも更迭し、松平乗完を跡役とした。京都町奉行、所司代更迭と言う事態を迎え漸く伏見騒動の吟味は進展の兆をみせ、翌八年五月六日裁許が下る。この間を第3期とする。

ところで松平定信の老中就任について江戸老用衆永岡象右衛門は「御老中方上座被^①仰付候、珍敷御役付世上色々致沙汰候」と、小室へ伝えていた。この「珍敷」とは三卿の一人である田安宗武の子が老中に就任したことを指していることと思われるが、謹慎中の小堀政方及び藩にとって看過できない人事であったのかも知れない。

京都町奉行の交替と同時に吟味は進展し、一二月九日には終に家老達が召喚され揚り屋入りとなった。

西御役所江京都権左衛門・庄太夫・又兵衛御呼出有之、

善右衛門・十右衛門附添罷出候処、右三人揚り屋入被仰

付候段、入江吉兵衛、善右衛門被申達候由、江戸御吟味

ニ相成候之由ニ而、十五日京都発足之趣ニ御座候、右之

段被申越候、以之外之義誠 御家御太切之場ニ至致歎息

候由

と言うように京都老用衆の小堀権左衛門・宮川庄太夫と元伏見用人の加藤又兵衛の三名が江戸送りとなるに及んで情勢は一変し、家臣一同謹慎するのみならず「御家御無難」を願い伊勢へ家臣を派遣した。

所司代戸田忠寛更迭後、跡役引き継ぎのため松平定信自身を上洛する予定であったと言われている。この目的は伏見騒動などに伴う上方情勢を把握しようとしたことであつたと思われ、また天明八年二月の京都の大火は京都を中心とする上

方行政に力を傾注せざるを得なくさせたものと考えられる。

同五年九月の出訴以来二年近くも進展を見なかつた吟味が一月一四日評定所で再開された。前後一九回^①で裁許が下ると言う迅速ぶりを見せたことは、幕府の京都対策の一環として看做すことができるのではなからうか。

五月六日の評定所での申渡しは次の江戸老用衆の書状により詳しく知ることが出来る。

(前略)

(政明、本丸御衆)

一昨六日七時前小堀土佐守様〆此方御家来宛ニ而御封物御書付被下、御用之儀有之、追付土佐守様此方江被成御出候旨被仰下、如何様之御用筋ニ候哉難計、乍心支御一件之濟口ニ而可有之与申居、拙者共麻上下着御待請申居候処、余程間有之、凡七半比土佐守様被為入中之御居間江御通、暫御休息之上、御前江可被成御面談与之御事ニ而御茶御多葉粉盆等出之、彼是之内遠藤^(番頭)下野守様・松平下野守様押掛ニ成被御出御書院江御通殿様若殿様江御直ニ被仰候趣御座候由、御両所様仰ニ付、殿様御病氣之旨申上候得共、御平臥ニ被成御座候共、其所江御通り不被仰^(候而)達而難成趣に付、其段申上先土佐守様江御聞合被成候処、唯今此方、而殿様評定所江御呼出ニ付、而下野守様御迎ニ被成御出候趣被仰、誠以驚入色々与愚意をも談見候得共、所詮力ニ及びか

たき次第御座候付、殿様若殿様共ニ而下野守様江御出合被成候処、土佐守様被仰候通りニ御演説故、無是非御供之支度取調夜九時頃ニ而下野守様御同道評定所江被成御出候、(中略) 明七ツ前ニ成、若殿様計御屋敷江御帰、御同道之而下野守様若殿様御送り、此方御屋敷江御出、衆右衛門御呼出、殿様ニ者大久保加賀守^(忠頼、小田原城主)様江御預ケニ被為成、若殿様ニハ御改易ニ被為成候、一旦若殿様御屋敷江御帰被成候得共、直ニ何方江成共被成御披候御振合に付、夜明ニ広徳寺江御出被成、伝兵衛并御側衆一兩人女中附添罷越候、(中略) 御家中士分之儀猶被仰出御座候迄ハ離散不致様仕、是非親類ニ而も有之、其方江参度与申事ニ候ハ、其趣を土佐守様江相願可申候、其趣小室江も呉々可申遣旨、土佐守様被仰候、誠以言語道断拙者共自筆ニ而可得御意事ニ候得共、筆之立方も覚不申候付、右之通得御意候

(中略)

一京都御屋敷并大津御屋敷共御抱地大坂御屋敷者御拝領之時節も不知候得共、御拝領屋敷之段書付是又土佐守様江上申候、大津之事御抱屋敷之訳古キ書付有之、右之通ニ御座候

(中略)

五月七日

大橋金兵衛^①

長屋勘右衛門殿

小堀五右衛門殿

高橋権太夫殿

大橋 弥蔵^⑧

小倉十太夫^⑨

浅山次郎左衛門^⑩

永岡衆右衛門^⑪

六日の七時半頃縁戚である本丸側衆小堀政明が小室藩江戸屋敷を訪ね、その上で大番頭遠藤胤忠、書院番頭松平康道両名が小堀政方、政登父子を評定所へ召喚した。そして夜九時頃遠藤・松平両名の同道のもとに評定所へ出頭した。遠藤・松平両名の藩邸訪問から評定所へ出頭するまでかなりの時間を要しているが、この間の事情は不明である。また小堀父子を評定所へ召喚する役として大番・書院番頭両名が担当した理由は不明である。『寛政重修諸家譜』を見る限り縁戚関係は認められない。

翌朝政登のみ帰され、政方は小田原城主大久保忠頼預けとなり、政登は改易に処せられたことが判明した。政登は直ちに菩提寺広徳寺へ入り、小堀政明は家臣へ穩便にすることを促している。

政登のみ帰されたのは「改易ハ申渡候後ハ宿江罷帰、早速屋敷引申候、先々罷在候場所御構無御座^⑫」し、と言う幕法に

拠るものである。老用衆等が書状のなかで最後に触れている拝領屋敷のことは、「改易」が不動産に適用されることを意味している^⑬。小堀氏が持つ京都・大坂・大津の各屋敷は、第二代政一の功により拝領したと言う特別な事情があるだけに右の各屋敷が召上げになったかどうか興味あるものである^⑭。小堀父子に対する処分と同時に伏見騒動関係者へ対し次のような裁許が下った^⑮。

伏見用人財満平八郎、森岡十兵衛両名は死罪、伏見用人加藤又兵衛、大田垣伊右衛門両名は遠島、伏見奉行与力三輪源太左衛門、同心小林十郎は押込に処せられた。また伏見撞木町年寄平野屋伝六、帯刀町年寄伊賀屋作兵衛両名は過料五貫文、佐渡屋次郎右衛門は伏見構江戸払い、髮結惣右衛門は重敲にそれぞれ処せられた。なお、家老宮川庄太夫は押込のところ宥免となったが既に病死していた。用人長井弥次右衛門、側用人浅山紋右衛門両名は押込となったが病死しており、家老小堀権左衛門は御構なしであったが既に病死していた^⑯。そのほか多くの連累者を出したが、注目されるのは出訴側である伏見町人に対し敵罰主義が貫徹されなかったことである。二年半近くを要した吟味の途中で病牢死者を出したが、五月六日の裁許の段階で誰一人刑死者を出さなかった。これは百姓一揆にせよ都市騒擾にせよ民衆闘争において出訴側勝利で犠牲者を出さなかった稀なケースである。天明大火後の京都

での治安維持等の懐柔策の一環であったかも知れない。
また、前年更送された所司代戸田忠寛、京都町奉行丸毛政良へ改めて次のように差控えを命じた。^⑬

戸田因幡守

名代 戸田五助

伏見町人九兵衛出訴一件御吟味之儀、彼地において久留嶋信濃守・丸毛和泉守江被仰付候処、数年及延引不届次第、御当地において御吟味有之、夫々御仕置被仰付候、其方諸司代勤役中之儀ニ候得者、右様無故遅滞之儀万端可心付候処、其儀なく等閑ニ存罷在候段不束之事ニ思召候、依之差扣被仰付旨、鳥居丹波守殿御役宅ニおゐて御同人被仰渡之

右の「柳菅日次記」のなかの申渡しは、小堀父子への裁許より前に書きとめられている。このことは伏見騒動勃発後、吟味等の監督的立場にあったと思われる所司代、京都町奉行兩名に対し正式に引責を負わせたものと言え、伏見騒動裁許における政治的意図の反映とみることはできるのではないだろうか。

小堀政方の跡役に就いた久留島通佑も差控、京都町奉行山崎正導は御目見遠慮に処せられた。^⑭戸田、丸毛兩名はこの後、職につくことはなく、また山崎は同年九月持筒頭へ遷された。^⑮以上、伏見騒動を契機とする小堀氏の「改易」過程を三期

に分けて通観して来た。この三つに分けた時期は、一八世紀末の幕政転換に絡みあいながら展開して行ったと言える。田沼政治から寛政改革の盟主松平定信へと政権の中心が移り行くなかで、田沼に連なった人物を幕府職制のなかから引き降ろす好機としてこの騒動は利用されたとも見ることができよう。伏見騒動の裁許を田沼勢力の排除を意図したものであったと看做すのは示唆的である。^⑯

京都町奉行丸毛は小堀政方と親しく、小堀は田沼意次と昵懇の間柄であったと言われたことから、小堀に田沼を恃みとするところがなかったとは言えないと思われる。^⑰幕閣内での新しい勢力に押し切られるかたちで小堀父子は処分されたと見ることができよう。

次に裁許後小室陣屋引渡し、家臣の退去について簡単に触れておく。

五月七日幕府は、使番山岡十兵衛、書院番井出太左衛門を目付として小室へ派遣した。^⑱同一〇日陣屋郷村請取を羽倉権九郎へ命じた。^⑲山岡、井出兩名は一六日に小室へ到着し、二日には羽倉権九郎も到着し陣屋収公に着手した。これに先立って五月一六日彦根藩は、北筋奉行大野清兵衛を派遣し、山岡・井出を迎えさせた。^⑳これは彦根藩に対し「小堀和泉元在所小室に差置候武器不残其方へ引取、員数取調候て其段届可被聞」し、との幕命があったことに拠るものであった。^㉑同

二二日、羽倉の陣屋収公と同時に「鉄砲六十挺」等を彦根藩へ移した。²²⁾

六月八日、家老小堀五右衛門は、残った家臣へ達書を出し陣屋引払の心得を申渡した。同一二日には引渡し事務は全て完了し小堀家臣への陣屋退去が申し渡された。

- ① 『徳川実紀』統一篇、五四頁、前掲書所収。
- ② 同右、六二頁。
- ③ 「日記」天明七年七月一三日条。
- ④ 同右、天明七年二月一六日条。
- ⑤ 同右、天明七年二月一七日条。
- ⑥ 松平定信『字下人言・修行録』七七頁、一九四二年、岩波書店。
- ⑦ 『雨中之鐘子』三二五頁、前掲書所収。
- ⑧ 『百箇條調書』一三卷、四四五九頁。
- ⑨ 河出書房版『日本歴史大辞典』二卷、四七五頁、牧健二「改易」の項。
- ⑩ 天明八年六月二日、西村主殿は書状で「御屋敷大坂大津共御構無之上ハ三ヶ所共(菩提寺)孤蓬庵江御寄附之姿ニ仕候而、宗寺代判等申付候而御寺之ものニ可仕置心底」であると伝えている。ところが六月四日付書状のなかで大坂屋敷は「御存知被成候通質入ニ相成御座候之故、其方へ引取候様ニ茂可相成哉」と心配をしている。更に七月八日付書状では、大坂屋敷地面のことに就いて丸屋平兵衛

が大坂町奉行所へ出訴したことを知らせている。

- ⑪ 「柳營日次記」天明八年五月六日条。
- ⑫ 『翁草』卷之百三十六、前掲書所収。
- ⑬ 「柳營日次記」天明八年五月六日条。
- ⑭ 伏見奉行久留島通祐は「嚴酷狭量の徒」と酷評されている(徳増南嶂「伏見革命血涙録」一〇六頁、一九〇〇年)、『翁草』卷之百三十六、前掲書所収。
- ⑮ 『新訂寛政重修諸家譜』一四卷、三三七頁、四卷、四〇頁、一六卷、二頁。
- ⑯ 『京都の歴史』六卷、四一六頁、一九七三年。
- ⑰ 『翁草』卷之百三十六、前掲書所収、津田儀三郎『伏見義民録』三十八丁、一八八七年。
- ⑱ 「柳營日次記」天明八年五月七日条。
- ⑲ 『徳川実紀』統一篇、六七頁、前掲書所収。
- ⑳ 「小堀記」(『東浅井郡志』卷三、一五九頁)。
- ㉑ 『翁草』卷之百三十六、前掲書所収。
- ㉒ 「小堀記」、前掲書所収。
- ㉓ 一家内妻子之分并諸道具之分へ前夜不残差出候事
一 当日明ケ六ツ時不残出仕之事
一 銘、屋敷当朝ハ火焚申間敷積之事
一 前夜、表江相集り居候共勝手次第之事
一 供人数帳面之通ハ銘、手当之事
一 着服者いまた不相知候間、相知次第申達候事
一 供廻の股引脚半之内はかせ可申候事

の七カ条を申渡した。

四 公儀と大名家臣の救済

幕府が大名を「改易」に処した場合は、幕藩関係に何らかの影響を齎すのであろうか。時期により大名の家格等により「改易」がもたらす社会的政治的そして経済的影響は大きなものがあつたと思われる。殊に初期では幕藩間の緊張関係を高からしめたと考えられる。関ヶ原の戦や大坂の陣をはじめとする大名統制の結果、大量の浪人を創出することとなり、社会不安を招来し、慶安事件を引き起こしたことは良く知られている。そのため幕府は、慶安四（一六五二）年一月一日に末期養子を認めるに至つた。「改易」と言う直截的な統制策を進めれば進める程、必然的に大量の浪人を生み出すことになるからである。

「改易」大名の家臣達の去就については、浅野氏のような特異な事例を除くと殆んど不明である。綱吉時代には多くの大名「改易」が見られるが、家臣等への救済が行われたか否か、また行われたとするなら具体的にどの様な措置が構ぜられたのであろうか。

荻生徂徠は「政談」のなかで外様大名にせよ譜代の者にせよその初めは家来の力で徳川家への奉公を果し領地を拝領し

ているとし、このように大名になつたのは主人一人だけの力でなく家来の功績である。従つて「御譜代・外様ノ大名ノ家来モ、全ク上ヘ対シ、天下ヘ対シテ御奉公ナキニシモ非ズ」と、無嗣断絶の場合と言う限定を付けながらも「改易」大名の家臣等に対する救済の必要性を説いている。徂徠の考え方が当時一般的に幕府の方針として受けとめられていたとは考えにくい。公儀の権能に大名家臣の扶助や救済義務はなかつたであろう。封建的主従関係の枠を越えての救済義務の必要性は認められないと考えるのが妥当であろう。

しかし、小堀氏の場合には直ちに次のような措置が構じられ、禄を失つた家臣等を救済した。

和泉様元家来之内此節親類身寄無之難儀之面々も有之候へハ格別之 御憐愍を以、三ヶ年之内御扶助御手当被下置候ニ付、則先達而掃部頭（井伊直孝）へ蒙仰候趣具ニ相達候事ニ候、自然右舛難儀之面々有之迎も、此上 御上之御扶助被相願候者重々恐入候事ニ被相心得、忽被及難儀候面々迄も御扶助之義者被相願間敷杯与被存候而者御憐愍之思召ニも違ひ、却而恐入候事ニ候間、誠ニ身寄親類之片付無之面々者勿論、親類身寄有之候とも指当り当分難儀之面々者 御憐愍之程厚ク難有奉存、指扣なく可被相願事ニ候、此段江戸表ぐも被申越候間、尚又為御心得相達候

（天明八七）

五月廿四日

これによると小堀家臣の内で親類縁者等のないものに対し幕府が三ヶ年を限り扶助を与えたことが分る。既に幕府は土岐老之助(沼田藩)と遠藤胤忠(三上藩)に江戸詰家臣の扶助を、井伊直幸には小室陣屋と京都・大津・大坂屋敷詰の家臣への扶助を命じた。^④

扶助料の支給対象は扶助願いを出した者であれば「中小姓給人小役人徒士と夫々格式是迄申付置候得共、擬等之儀者格別高下も無之、都而譜代同輩」として元の身分格式を問わず、「御手当老人江式人扶持宛、女并拾五歳以下三歳以上江者老人扶持宛」支給されることが決った。

小室藩の家臣数は正確なものがないため明確な数は知りえない。年末詳ではあるが家臣の書上げには、「又もの三十六人」を含め九五人とあり、「日記」天明五年一月一日条には参府の供衆三二名、御留守の者一七名合計四九名が書きあげられている。また、天明六年「小室御家中宗門割帳」には足輕・下人及び家族なども含め男一二七名、女九八名合計二二五名が書き上げられている。右の数値は小室陣屋の家臣と家族を含めた人数であるため小室藩全体の家臣数は分らない。ただ、天明八年一〇月の小室での扶助米支給希望者は「男百五人、女九拾参人、合百九拾人」^⑦で右の二二五名と近い人数である。

小室における二二五名への扶助米は具体的にどのような

たちで支給されたのだろうか。幕府から井伊へ宛てられた達書には「在所小室之儀者最寄に付、其方へ扶助之義被仰付、御手当被下候」と、隣藩のよしみを以て扶助米支給の勞をとらせている。扶助米は「公儀」より出されたもので、彦根藩の北筋奉行大野清兵衛が取次いだ。従って、「御手当」とは扶助米支給と言う実務に対する公儀からの「手当」であった。

寛政二(一七九〇)年七月六日、元家老小堀孝東は七月分扶助米として米一石三斗五合(但し九人扶持)を受け取っている。成年男子四名と子供か女性一名分の一カ月分の扶助米に該当する。この扶助のあり方は、前に述べた様に封建的主従制の枠組を超えた陪臣にまで及んだことを裏付けている。町奉行山村良旺は「三ヶ年之間、身分片付候迄者、飢渴凌之為扶助御手当在之事」と命じた。この背景には、前年の諸国大飢饉に伴う米価高騰、都市の打ち毀し等への危惧から生じた浪人対策の一環であったと考えることはできないだろうか。

大和郡山の前藩主で隠居生活中であった柳沢信鴻は、日記のなかに「小堀和泉家中身上片付まで下屋鋪に被差置、御扶持を賜る事被仰付」と記している。隠居の身の上か彼の日記には政治の記事は数少なく、天明八年五月六日条の余白に小堀父子への処罰と所司代、京都町奉行に対する差控と右の家臣への扶助の三カ条を加筆している。これは「改易」大

名の家臣救済として非常に珍しいこととして受けとめられたことを示しているのではないだろうか。彼の日記のなかで余白に書き込みがあるのはこだけである。

徂徠は無嗣断絶で潰れた大名の家臣の救済として知行五〇石宛を支給し、郷士とすれば「流浪ノ者モ少ク、國ノ治ニモ可宜」しと説き、このような政策をとるならば「謀反ニ組スル氣遣ヒ」もないと指摘している。治安秩序の維持には時として主従制の枠を超えての救済をも必要としたのではなからうか。

ところで、右の家臣救済は臨時的な性格のものであったにせよ小堀氏の場合に限って構じられたものであろうか。原則的には家臣救済は公義の関与する問題ではなかつたにせよ、小堀家臣の救済策が構じられたことは事実である。かかる「改易」^⑩大名家臣に対する救済は他にも事例があるのであるか。

扶助米支給は三カ年と限られていたため、三年目にあたる寛政二（一七九〇）年には扶助米の延長を井伊直幸を通し願ひ出たが、老中松平定信はこれを却下した。これに先立つ一〇月二一日、小堀孝東・永岡畠右衛門は連署で次のように伝えている。

（前略）其表住居之衆中身片附之義、何茂段々被心懸男
女共少々者片附出来候族も有之候得共、何を申も田舎之

儀老人之口過奉公等致可申所も無御座、京都者大火後二而埒明不申候付、先達而從 主水様被仰出候趣意も行届兼御心外之事二候、（中略）何卒老充二而も欠成二片附出来、是迄御仁恵之御扶助頂戴之御影も相見へ候様被成度、（中略）光陰如矢三ヶ年も年内二相成候得者、夫迄二身片附出来申候衆者格別、其余者一向御凌方無御座御心細ク御難渋至極之義（中略）此節 御扶助二被離候而者半年か老年者売喰二も被相凌申間敷哉二候得共、其末ハ有付口有之候而も夫も出来不申、袖乞之外有御座間敷、折角 御仁恵を以、是迄欠成二被相凌候御厚恩も不行届、一向二去々年騒之紛^{（カ）}ニ立退候者仕方も可有之（中略）御扶助被下候二付而者、元御家来之分御囲置被遊候筋と相見 主水様御開運も早く可有御座と、其表二而者一同取沙汰仕、御旧領者勿論他領迄も御吉左右を而已相待、何茂外一通り之浪人とハ格別之違ひ二候之処、無何衷御扶助被為 召上、何茂暮方無御座袖乞等いたし候様二相成候而者、主水様御出世之思ひ入も絶、是迄御扶助被下候々ハおとり二相成残念至極口惜キ次第思召候、責而此上不成迄も御扶助之再願被成、万一御取上御座候様可相成儀二候ハ、銘々者不及申、主水様江之寸志二も相成可申、彦根江可及たけ粉骨を御尽し被成度（後略）

右の書状により「改易」後の旧小室藩家臣達の動向を窺う

ことができる。窮状を訴えるのみならず、「改易」となった主水（政登）の出世に思いを寄せ、このためには井伊家へ粉骨を尽すことが重要だと指摘している。旧家臣にとつて主家の再興こそが何にもまして重大事であつたであろう。

主水は寛政（一七九二）四年一二月に亡くなり、家臣達の願いは実現しなかつた^⑩。主水の出世を願つて旧領に踏みとどまるには、尚更扶助米の延長が重要な問題であつたと考えられよう。

禄を失い扶助米を得て糊口を凌ぐ者がいる一方で、旧領内の村々に居を定めた者も存在した。元山方役官部武兵衛親子六名は、野田村に居住し、同村真宗西照寺から彦根藩へ宛て寺請状が出されている。元家老小堀孝東は木尾村に退隠し、また死罪に処せられた財満平八郎の家内と遠島に処せられた大田垣伊右衛門の家内は鍛冶屋村にそれぞれ引取られている。これは「田舎」故奉公すべき所もないと言ふ現実の裏返しとして、小大名であつたが故に普段から領民と親密な関係を持つていたからと考えられる。元物頭・寺社兼役の鈴木小兵衛は、佐治家とは個人的交際が深く日常生活に関わる物品等の借度を度々依頼している^⑪。

三カ年間と言ふ限定はあるにせよ幕府は「改易」大名の家臣救済として扶助米を支給した。片や旧領では領民レヴェルでの救済措置がとられたことを見て来た。小藩ならではの武

士と農民の交流に依つたものと言えよう。

禄を失つた武士を旧領等へ在村化させることは、「田舎へ相越農業等望候者有之」場合或いは「他かせぎ致度もの」は勝手と言ふ当初からの方針に依るものであり、「身分片付」くことを積極的に推奨したのもと思われる。これは武士身分の放棄を意味するものと言える。また、浪人のまま在村する者もいたことと思われ、彼等を武士と称することができるかどうか問題は残る。

- ① 『徳川禁令考』前集四、二五〇頁、二二六二号。
 - ② 「政談」巻之四（日本思想大系『荻生徂徠』四一〇頁、一九七三年、岩波書店）。
 - ③ 「大目付達書写」。
 - ④ 『翁草』巻百三十六、前掲書所収。
 - ⑤ 天明八年六月六日「某書状写」。
 - ⑥ 天明八年六月「土岐定富・遠藤胤忠連署状写」。
 - ⑦ 「小堀記」巻下（『東浅井郡志』巻三、一六六頁）。
 - ⑧ 同右。
 - ⑨ 「肥田文書」（『東浅井郡志』巻三、一六七頁）。
 - ⑩ 「憲教類典」四之二十一下（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』42、一七頁、一九八四年、汲古書院）。
 - ⑪ 柳沢信鴻『松鶴日記』三巻、二二八頁、一九八一年、ゆまに書房。
- 「政談」巻之四、前掲書所収。

⑬ 享保一〇（一七二五）年七月二八日「改易」に処せられた信濃松本藩主水野忠恒の場合は、石高も大きく従つて家臣数も松本だけで六一九一人、外に一三〇〇人と約七五〇〇人を抱えていた。浪人問題は小堀氏とは比較にならぬ大きなものであつたと思われ、幕府から救済がなされた形跡はない（『松本市史』上、四〇三頁 一九三三年）。

⑭ 寛政二年二月二八日高橋権太夫書状。

⑮ 「御家系」、弟関平は後に井伊家へ仕えた（『改訂坂田郡志』六巻、三二三―六頁）。小堀家は、その後文政一（一八二八）年政方の義兄大膳亮政壽の子政俊が三百俵を支給され再興した。

⑯ 天明八年五月「西照寺寺請証文」。

⑰ 天明八年六月「小堀和泉元家来之内於 江戸表御咎被 仰付候者共之家内引取場所覚」。

⑱ たとえば、寛政元年八月佐治嘉兵衛は「具足」を貰つている。また、扶助再願が却下されたことを知らせる寛政三年正月六日の廻状（高橋権太夫・鈴木小兵衛から元家臣二一名へ宛てたもの）の奥に佐治嘉兵衛が署名し花押を書いている。これは佐治家が元家臣達に対する扶助米支給に何らかの關係を持つていたからではないかと考えられる。

⑲ 「小堀記」巻下、前掲書所収。

五 大名「改易」と村

「改易」に至る原因や理由は兎も角として大名が「改易」

に処せられた場合、それは個々の村或いは農民や町人へ何らの影響も与えなかつたのだろうか。若し与えたとするならば、それはどの様な形で波及したのであろうか。小堀氏の「改易」は、都市民衆の江戸出訴を契機としたものだけに小室藩領民にとって直截的なものではなかつた。しかし、小堀氏の「改易」に伴い自己の農業経営や村落内部での地位に支障を来す場合がなかつたとは言えないだろう。例えば藩が残した債務取り立てが不可能になると言うことで端的に示されるであらう。本章では天明八年以降の旧領農民の動向を債務返還との関りを中心として見て行きたい。

ところで次の史料は、下書きではあるが天明八年から一〇年程経つた頃に書かれた小堀氏への復領願いである。

乍恐書付を以奉願上候御事

一 私共村々儀、元小堀周防様御領分ニ御座候処、去ル拾ヶ年以前御家断絶被 仰付、於私共ニ茂奉恐入、如何様之御儀ニ御座候哉可奉存様茂無御座候得共、私共先祖代々之御地頭様ニ而、別而元遠州様与申候御時代者格別之御憐愍を以、百姓共江御救ひ等迄も被成下冥加之程今以難忘、蒙御影を候者とも多有之、百姓永続仕、其已来も御代々御厚恩を請敷代住居之百姓共ニ御座候処、不存寄敷年来之御地頭様ニ相離レ御家御断絶之義一同歎ヶ敷奉存候、尤其砌小室御陣屋為御請取与御出

被成候山岡十兵衛様・井出太左衛門様江段々御歎申上
〔候〕
□処、神妙ニ被思召、其趣御江戸表ニ而御沙汰茂可被
成下旨被仰渡難有奉存候、何卒此上御家御再相統之儀、
御歎申上度郡中一同心願ニ御座候得共、私共身分ニ而
右牀之儀御歎申上候儀何共恐多是迄心計ニ而打過罷有
候得共、右御陣屋跡も次第二畑地亦者野原ニ相成（以
下欠）

下書きであるため差出人も宛名も分らないが、文言から旧
領民による復領願いと見て誤りはないだろう。小室藩領は天
明八年五月六日以降幕領へ移管している。右の願書には幕領
支配に対する不帰依的な文言は見当らない、従つて如何なる
意識のもとに復領を願つたのか不明である。只「遠州様」以
来格別の御恩を蒙つて来た百姓達であることが、「御家御再
相統之儀御歎申上度郡中一同心願」であることにつながる論
理に近世農民の屈折した意識のようなものが存在した様に思
われる。また実体としてでなく空間的領域として「郡中」が
意識されていたことは興味深いものである。

正式に差し出されたかどうか確証はないが、少なくとも共幕領
支配を忌避する動きがあつたことを窺わせる。では私領から
幕領への移管が旧領民にとって不都合な事態を招いたのであ
らうか。明確なことは言えないが、その原因の一つに幕領移
管に伴う諸役負担の増加と言う問題があつたのではないか。

従来、小室藩は初期から一貫して「何年下札」と言うかたち
で本年貢をのみ徴収して来た。天明八年からは「免定」へと
変わり、本年貢のみならず幕領としての御伝馬宿入用等高掛物
を徴収され、また小物成をも免定へ一緒に記載されるように
なつた^③。前章でも触れた様に小藩ならではの武士と農民との
関わり合いが幕府代官の支配により寸断され、秋の年貢納入
の際の融通などが効かなくなつたのではないか。小堀政一の
入部以来約一七〇年間に、小室藩の領地支配を受けて来た領民
にとつて幕領支配を受け容れるには何らかの抵抗があつたの
ではないかと思われる。

次に小室藩が残した債務について見て行きたい。大名財政
の研究は多くの蓄積があるとは言え「改易」大名のそれに就
いて言及したものは史料制約上皆無であると言つてよい。ま
た版籍奉還に伴う旧大名の債務を明治政府が肩替りしたこと
等とは本質的に問題を異にするものである。

「改易」大名が残した―都市商人に対してであれ、在郷商
人或いは有力農民に対するものであれ―債務は一体誰がどの
様に返済したのであろうか。大名を含め武士の破産に就いて
は公権力の関与するところではなかつたのであろうか。たと
え「改易」大名であれ彼自身の借財は兎も角として藩の債務
に就いては返済の義務を負うたのであろうか。領地を失つた
ことから、返済の義務はなかつたのであろうか。

表3 天明2年借用地別借銀高

	借銀高(利足含)	摘 要
京 都	1,122.316.357	中嶋利助、銭屋次郎兵衛、諸名目銀等10口
大 坂	494.846	加嶋屋久右衛門、吹田屋六左衛門方へ道具賃入等6口
小 室	326.992.65	御領分百姓調達、御領分村先納并調達銀年賦等9口
泉 州	223.951.68	泉劔百姓先納等3口
伏 見	161.640	鳥羽屋清兵衛調達銀等14口
大 津	159.616.376	和尔屋角兵衛、伊勢屋清次郎等2口
和 州	131.162.91	和州御領分百姓先納銀并村、百姓調達銀等3口
合 計	2,634.932.773	(金44,082両、銀12匁773)

天明二年「京伏見大坂大津江泉和其外御借用銀覚」より作成

小室藩の藩借財額は、天明二（一七八一）年段階では表の様に京都・大坂・小室等から元利合せて二六三四貫九三二匁余である。（表3参照）何時頃よりの累計額か分らないものの一萬石余の大名にしては多額の借財と言える。「改易」時点での借財額は不明だが、右の額が減少したとは考えにくく、寧ろ増加しているのではないかと考えられる。金に換算して四万四千兩余の負債は「改易」と同時にどの様に処理されたのか。債権者にとって貸倒

しになったのであろうか。それとも全額でないにせよ誰かが返済の義務を負っていたのであろうか。次に掲げる史料は、藩の債務返済に関するものである。

差上申一札之事

小堀主税御代官所

和州葛下郡逢坂村

外巻ケ村

植村駿河守御預り所

同州葛上郡名柄村

外三ヶ村

岡部美濃守御預り所

泉州日根郡中庄村

外巻ケ村

当御代官所

江州浅井郡曾根村

外三十ヶ村

小堀周防様御借銀高千八百八拾九貫三百六拾五匁八分五厘
式毛之内

一銀七百五拾三貫五百六匁七分式厘六毛

内

銀貳百三拾三匁五百八拾六匁九分貳厘貳毛

寛政三亥年ろ去々巳年迄三十一ヶ年之

間年賦上納仕、諸向御渡し方ニ相成候
分

残銀五百拾九ノ九百拾九匁八分四厘

右者私共村々元小堀周防様御旧領之村方ニ御座候処、上
知之節書面之銀高村引請ニ相成、返済方之儀者寛政三亥
年ノ無利足百ヶ年賦ニ被仰付、同年ノ去々巳年迄三十巻
ヶ年之間一ヶ年分銀七貫五百三拾五匁六厘貳毛宛、年々
上納仕、於當御役所ニ諸向御渡方ニ相成候処、村々追々
及困窮年賦銀上納難相成次第難渋申立年延之儀再々奉願
候ニ付、御取調御勘定所江御伺被成下候処、水野出羽守(老中・忠友)
様江御伺之上、去々(文政五 天保七年)申迄御渡方拾五ヶ年延被仰付、年
季中村々ノ銀三ノ七百六拾七匁五分三厘毫毛ツ、是迄通
り當御役所へ差出シ、右銀大津町人共江髓成家質を以、
年八朱之利足ニ而利倍御貸附ニ相成、拾六ヶ年目ノ差出
銀并利倍共御差止メ、元銀百貳ノ貳百九拾六匁四分三厘
ニ被居置、猶又年八朱之利足を以御貸付、右利銀之内を
以年賦銀七貫五百匁余宛當御役所ノ此後六十九ヶ年之間
向之御渡し被遊候様被 仰渡候段、仰渡之趣奉畏一同冥
加至極難有奉存候、仍御請証文差上申所如件

當御代官所

江州浅井郡

田 村

鍛冶屋村

(中略)

右村々惣代

野瀬村

庄屋

小右衛門

(中略)

文政六年

未正月九日

石原清左衛門様

御役所

負債額一一八九貫三六五匁余は、先にあげた天明二年の負
債額の一部と見るのか、またその残額と見るのかは分らない。
負債額一一八九貫三六五匁余の約四割にあたる銀七五三貫五
〇六匁余が旧小室藩領の村々の引請けとなり、寛政三(一七
九二)年から無利足百ヶ年賦で返済する取り決めになつてい
たことが分る。

一カ年銀七貫五三五匁余宛を寛政三年から文政四(一八二
一)年までの三一年間―合計二三三貫五八六匁余―返済した
ものの、なお残額の返済に就いては村々難渋のため延納願
いを差し出した。

そこで文政五年から天保七年までの一五年間は据置とし、
その替り一年に銀三貫七六七匁余を差し出し、それを大津町
人へ年八朱の利足で利倍の貸附をすることとなつた。一六年
目に右の銀高は一〇二貫二九六匁となる。更にそれを年八朱

の利足で貸附ることにより生まれる利銀を大津代官所から旧小室藩領の村々へ引渡すこととし、これを藩の債務の残額返済にあてて行くことに村々は同意したのである。

小堀が残した債務は全額でないにせよ「書面之銀高村引請」になっており、この返済方法をめぐっての請書を大津代官石原清左衛門へ差し出したのである。小室藩から幕領へ移管する時、藩の債務は領民へ転化するかたちで残されたのであろうか。債務と言っても小室陣屋におけるものや京都・大坂・大津等の藩屋敷におけるもの、或いは藩の勝手方の債務か納戸方のものか等、借用地や借用銀の性格の違いもあり、全てが領民へ肩替りさせられたと見ることはできない。ただ、和泉・大和の旧領をも含め全旧領村が引請対象となっていることは、債務の性格等は関係なく藩が残した債務返済に一方的に組み込まれたものと見ることができよう。

債務返済の受取人が大津代官となっていることはどのような関係に依るものか。年々上納した銀は「於當御役所ニ諸向御渡方」として使われたことが分る。「諸向御渡方」とは代官所における単なる必要経費として支出されたものか、代官所の各年次の年貢勘定のなかでの支払い項目のひとつとして支出されたかどちらかであろう。村々が引請け返済していた銀子は代官所で支出されていたとするならば、元の債権者たる貸主と大津代官は如何なる関係になるのだろうか。右の様

に考えると小室藩が残した債務の少く共その一部は幕府が一旦肩替りしたのではないか。

「改易」に伴う債権者等の貸倒れを防ぐ上から、また幕領へ移管したと言う支配替上の動揺等を未然に防止する意味において形式上肩替り策をとったと考えられないだろうか。さもなくば藩債務銀の受取人が幕府代官であることの意味は説明できない。

幕府が一旦肩替りしたにせよ藩が残した債務の返済を旧領民へ課したことは、藩債務の処理は直接幕府が関わる問題でなかったことと言える。問題は債権者の庇護と旧領民の保護こそが優先すべきものであったと考えられるのである。

小室藩の旧領民にとっては、結局負担の増大と言う事態を招いただけである。冬期積雪のため裏作を期待できなかった浅井郡の村々にとって年々の返済割当ては決して軽いものと言えなかったのではなからうか。

「改易」大名が残した負債は、本来誰が返済すべき性格のものであったか。小室藩の場合は、幕府↓旧領民のかたちで請負ったことを見たが、大名自身または藩自体に責任を求めることは事実上不可能であったのか。例えば享保一〇年「改易」に処せられた信濃松本藩の水野氏の場合を見てみよう。

「改易」後間もない享保一〇年八月二十七日、水野忠恒の弟

忠毅は信濃佐久郡内に於いて七千石を宛行われた。^⑧九月一日忠毅は、松本藩時代の債務返済について松本町庄屋、郷村組手代へ宛て公用私用の止むを得ない入用の返済については「非本意候得共、難任心底^⑨」と、事実上返済不可能であることを説明している。松本藩の旧領内に新たな知行を得たことによる町民・農民への慰撫とみるか、それとも藩の債務はたとえ「改易」になろうとも返済義務は留保されたものと考えるべきであろうか。藩が残した債務に就いて全く無関係では居られなかったことを示していると言えよう。

只、水野氏の場合は「改易」直後に実弟が新規知行を同じ地域に得たと言う特殊な事情に依るためであり、債務返済については結局当事者間では解決できなかつたものと思われる。

一方、個々の家臣が残した債務については債権者の貸し倒れに近いものであつた。例えば元家老宮川庄太夫は、天明八年時点で佐治家から合計二二貫九三七匁余の借財を残している。「改易」の時一切これを踏み倒し「右之調達金を為御断ト而金百足肴代として被遣、外二五経書物ト合類節用集ト被送候事、実ニ言語ニ難延訳合ニて御座候^⑩」と、佐治氏を憤慨させている。

明和七(一七七〇)年二月起の『寛帳』のなかの「重歳借シ方借り方指引日記」のなかにたとえば

利足者割之取かへ

一金四百拾三兩ト銀拾三匁二分

宮川庄太夫様

式拾ヶ年程仕送りニ而御物成世話いたし申候間段々引残リト相成候分

と言う様に宮川庄太夫へ貸付けていた金四一三兩余と利足は貸倒しになつたことを記している。そのほか一二口金銀合せで五二二兩二朱を損失として計上している。宮川庄太夫は既に死亡していたので返済を求めることは事実上できなかつた。以上、小堀氏「改易」に伴う家臣救済と藩債務の返済に就いて述べて来た。前者は全国統治者としての公儀が個別領有機構から離脱した武士を社会的秩序維持のため救済せざるを得なかつたものと言え、また後者に就いては一旦幕府が引請けるかたちをとりながら、それを旧領民に転化したことを見た。

大名「改易」を小室藩旧領民のレヴェルから考えるならば、それは私領から幕領への支配交替とともに諸役負担と言う現実問題となつて現われ、また藩なり個々の家臣への融資をしていた有力農民等へは踏み倒しと言う自己の経営に直接影響を来す結果として具現化するものであつたと言えよう。寛政一〇年頃に復領願いが差し出されたと考えるのは、叙上の経過から首肯し得るのではないか。

① この文書は「佐治家文書」であるが、当該期の庄屋は「新右衛

門」であり、佐治家へ伝来した事情は不明である。

② 旧小室藩領の村々には、小堀が「改易」になつた理由を元禄期の苛政により犠牲となつた野瀬村の藤五郎に対する因果応報として伝えている。従つて小堀氏に対する感情は今以てよくないものがある。

③ 租率に大きな変化は認められないが、本年貢と小物成等を一緒に徴収すると言う点で根本的な相違がある（「木尾区有文書」）。

④ 「改易」は「身上ツフレ」とも表現されることから経済的には一種の「身代限」的側面を具有していたものと考えられる（室鳩巢「鳩巢小説」巻之上、『統史籍集覽』六冊、三三四頁、一九六九年）。

⑤ 天明二年「京伏見大坂大江江泉和其外借用銀覚」。

⑥ 「木尾区有文書」。

⑦ 天明八年「村指出明細帳」に拠れば木尾村では「農業之間男女とも外之稼ハ無御座」と、余業が成立していないことを伝えている（「木尾区有文書」）。

⑧ 『徳川実紀』八篇、三八一頁、前掲書所収。

⑨ 『松本市史』一卷、四〇九頁。

⑩ 明和七年二月「覚帳」。

六 結 び

伏見町人の江戸出訴に端を発し伏見奉行罷免、そして「改易」に至る過程と「改易」の結果生じた二～三の問題に対す

る対処策に視点を置き大名「改易」に就いて述べて来た。

小堀氏の「改易」は、宝暦八年の金森氏の場合とよく似て民衆闘争を契機に幕府評定所の裁許のもとに「改易」に処せられた^①。この結果生ずる家臣団の救済とか藩債務返済については、原則的には幕府の関与すべき問題ではないが応急措置として前者では三ヶ年の扶助米支給、後者では一旦幕府が肩替りしたことを見て来た。

「改易」はまた民衆が「藩」なり「国家」なりを膚で直接感じることができる数少ない機会を齎しめたと見えよう。石高制に基づく社会編成システムは、「藩」が「藩」として機能する限り貢租収奪を可能とした。仮令如何なる苛政を布こうとも「藩」が機能する限り支配関係は藩秩序として貫徹され——これは公儀より保証される——展開したと言える。ところが、一旦「藩」が崩壊することにより民衆は「藩」とか「国家」を客観視しうる状態に置かれることとなり、また暫定的にせよ特定の支配関係から離脱することにより自己が属する村内部での位置や役割等についても見直す機会を持つこととなる。このことは近世農民の藩意識なり国家意識の形成を探る上で重要な意味を持つものと思われる。只、旧小室藩領民から小堀氏の「改易」を見た場合、それは領主の交替にとどまらず、結果的には藩の負債返済の一端を担わされると言う、負担の増大と言う現実問題として転化したのである。次に、本稿の

課題の一つであった「改易」の法的・制度的な意味の変遷に就いては論及しえなかつた。「改易」の意味なり適用例が前期と中期では明らかに相違しているが、その変質はどの様な契機或いは政治過程に拠るものか等大きな問題がある。「改易」は「士籍を剝奪」したり「身分動候」^④ところの身分刑であつたことから、武士身分にとつてこれは最高にして最大の恥辱に該当するものではなかつたか。かかる実刑が万石以上の「大名」へ頻りに適用されたとするならば、これは大きな社会不安を招来したものと見えよう。事実としては既に述べた様に近世における「改易」は「大名」に対してよりも旗本御家人へ対し適用されることが多かつた。

従来、領地没収・転封を含め「改易」を数量化し、その数的傾向をもつて幕藩関係論に一元化する傾向があつた。近世を通し厳密な意味での「改易」大名は僅かである。にも拘わらず一般的には広い意味で改易は理解されている。個別大名の封を移すことと大名の「家」を廢絶に至らしめ、且「士分を剝奪」^⑤することは別次元の問題であろう。初期での「内に向けての戦争体制」^⑥社会なら兎も角、社会不安を自づと招く「改易」は決して容易に断行しえたものではなかつたのではないか。幕府軍役体系が強固に結集された時期と「改易」大名が慶長く寛永期に多いことは決して無関係ではなからう。

「改易」を強いる権力の基盤を軍役体系と仮定するならば、

「改易」が殊に旗本御家人等の勤役上の不首尾―不奉公に對し適用された場合が多いことの説明がつくのではないか。右の意味における「改易」は幕府のみならず例えば尾張藩でもみられる。元禄六（一六九三）年六月二日「博奕に心を亂し行跡悪」いため一五〇石取魚住治右衛門は「改易」に処せられた。また、文化八（一八一）年九月、旗本鈴木清左衛門知行所の庄屋であつた西田半右衛門は年貢米横領の嫌疑で「手錠改易」を申渡されている。^⑤これは西田が旗本鈴木から扶持米支給を受ける「士分」であつたためかも知れないが、「改易」そのものが社会化した事例と言えよう。

福島正則の場合、当時の記録類には「改易」と記載されな
いが、福島のことを記した諸氏の後世編集した家譜類には
「改易」と記録されている。^⑥福島の場合は、幕法違反に拠る
「領地没収」の上「国替」に処せられたわけで「改易」とは
理解されていなかったのではないか。では一体「改易」とし
て看做されるには幕藩制社会のなかでどの様な意識転換なり
「改易」の社会化が進展したのであろうか。勤役の不首尾と
言うことでは典型的な事例である浅野長矩は「改易」とはな
っていない。「改易」に関する法的・制度的諸側面からの分
析に就いては改めて考えてみたい。

① 宝曆四・五（一七五四・五）年郡上八幡で起つた百姓一揆は、

藩主金森頼錦等の画策の結果、幕府要職者多数の処罰者を出すととなつた。この郡上八幡一揆は藩農政に対する農民達による明確な反対一揆であつた。大賀妙子「郡上藩宝曆騒動の政治史的意義」(『近世国家の展開』所収、一九八〇年、増書房)

② 『百箇條調書』一巻、一四八頁。

③ 山口啓三「江戸幕府の成立」(体系日本歴史4『幕藩体制』一、二頁、一九七二年)。

④ 『鸚鵡籠中記』一巻、一六九頁。

⑤ 「西田家文書」(関西大学図書館所蔵)。

⑥ たとえば『大日本史料』十二編之三十一、六四〇頁以下。

〔附記〕閉ざされた秘庫を開き、史料調査の便宜を与えて下さつた佐治重賢・重宗氏に末筆ながら厚く御礼申し上げます。また、朝尾直弘先生、京都大学附属図書館、木尾区長三上保氏等多くの方々の御世話になつた。併せて謝意を表します。



関西大学史学・地理学会

昭和60年度収支決算報告

収 入	1,994,563円	支 出	1,994,563円
前年度より繰越	756,712円	事 務 費	116,621円
会 費	1,109,000円	史学・地理学大会費	98,315円
史 泉 売 上	24,720円	史 泉 62・63号	1,139,000円
レジュメ売上	13,200円	郵 送 料	57,100円
利 息	63,782円	振込用紙ほか印刷代	29,530円
雑 収 入	27,149円	事 務 員 謝 金	104,460円
		来年度への繰越	449,537円